

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱

制 定 平成16年3月22日 福子施第467号（市長決裁）

最近改正 令和6年10月15日 ここ施第740号（局長決裁）

### （趣 旨）

- 第1条 この要綱は、建物又は土地（以下「建物等」という。）を賃借して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「保育所等」という。）を設置等する場合に、当該建物等の賃借に係る経費を対象に、予算額の範囲内において補助金を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
- 3 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### （対象者）

- 第2条 補助の対象者は、建物等を賃借することにより保育所等を設置等する事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者で法人格（保育所等を運営する目的で法人の設立を準備しており、当該補助対象事業が完了するまでに法人格を有することができると思込まれるものを含む。）を有するもの（政治的な目的のために結成された法人を除く。）で、横浜市児童福祉審議会において横浜市民間保育所内装整備補助事業、横浜市小規模保育事業整備補助事業又は既存施設連携型1、2歳児保育所整備事業の対象として選定されたものとする。ただし、小規模保育事業については、横浜市小規模保育事業緊急整備促進補助金交付要綱による開所前賃借料補助額拡充の適用を受けたものに限る。また、既に補助を受けている者が運営する保育所等において、事業者が変更になった場合にはこの限りではない。
- 2 暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）は、補助の対象としない。

### （対象経費）

- 第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建物等に係る賃借料、共益費、管理費等保育所等となる施設を賃借することにより必要となる定期的に支払うべき経費とする。ただし、小規模保育事業の場合、土地に係る経費は対象外とする。
- 2 他の公的助成金（ただし、保育所等運営に係る委託費を除く。）及び公的融資と重複するものは、補助の対象としない。
- 3 建物等を賃借する契約において、貸主が法人の役員（法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。）、寄付者等特別の関係のある者である場合には、補助の対象としない。

### （補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる通りとする。

#### （1）保育所

- ア 別表1及び別表2に掲げる補助基準額に、別表3に掲げる補助率を乗じて得た額から、別表4に掲げる保育所等運営に係る委託費等における賃借料加算額を減じた額とする。
- イ 別表3に規定する重点整備地域とは、別表5で定めた要件を満たし、各年度の整備補助

募集要項において提示した地域とする。なお、各年度において重点整備地域内で開所した施設は別表6に掲げる保育所とする。

- ウ 第1号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- エ 第8条の規定により決定された補助額は、変更しないものとする。ただし、補助対象経費の変更により、補助額が減ずる場合はこれを減額し、既存保育所の増床や分園の設置等により定員増を図る場合はこれを増額することができる。

(2) 小規模保育事業

- ア 補助基準額60万円から、別表4に掲げる保育所等運営に係る委託費等における賃借料加算額を減じた額とする。ただし、賃借料が給付費における賃借料加算額を超えない場合には補助の対象とせず、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。
- イ 第1号の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。
- ウ 第8条の規定により決定された補助額は、変更しないものとする。ただし、補助対象経費の変更により、補助額が減ずる場合はこれを減額する。

(補助金交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、保育所の開所日が属する年度から起算して、5年間とする。ただし、別表6に掲げる保育所及び小規模保育事業については、10年間とする。

(補助の必要条件)

第6条 補助の対象となる保育所等は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 保育所

- ア 定員が20人以上であること。
- イ 設備及び運営は、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号)及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
- ウ 建物等は、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。
  - (ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
  - (イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- エ 保育所として安定的、継続的な使用を確保していること。
- オ 施設運営に要する費用について、資金計画が確実であること。

(2) 小規模保育事業

- ア 定員が6人以上19人以下であること。
- イ 設備及び運営は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱に適合するものであること。
- ウ 不動産の貸与を受けて小規模保育事業を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。
  - (ア) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
  - (イ) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(ウ) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(エ) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上、またはそれと同等と認められる場合。

エ 小規模保育事業として安定的、継続的な使用を確保していること。

オ 施設運営に要する費用について、資金計画が確実であること。

#### (補助の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対して横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第2項第1号に規定する記載事項については、前項に規定する横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第1号様式）に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第3号及び第4号に規定する書類とする。

#### (補助の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による書類を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付申請をした者に対して補助額を決定し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げ期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

#### (補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付請求書（第3号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、第1項の請求を受けたときは、この要綱に基づき請求の内容を審査し、速やかに支払いの手続をする。

#### (実績報告)

第11条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、毎年度末に、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、決算書及び同条第1項第3号に規定する書類とする。

3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

#### (補助金額の確定)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金額確定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 この補助金は、補助事業者の資金状況を安定させることにより補助事業の着実な実施を図るため、補助金規則第17条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができることとする。

2 前項の交付額は、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書（第2号様式）において示すところによる。

(流用の禁止)

第14条 補助金の交付を受けた者は、収入支出を記帳し、この要綱において定める賃借料の支払以外に流用してはならないものとする。

(確認及び報告)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の執行状況について、帳簿、書類その他必要な物件等を調査し、又は、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、前条に基づく調査等により、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 本市の指導に従わないと認められるとき。
- (3) この要綱に反して補助金を使用したと認められるとき。
- (4) 施設において、布教または宗教行事などの活動を行ったとき。
- (5) 施設において、政治的活動を行ったとき。
- (6) 暴力団経営支配法人等であるとき。

(警察本部への照会)

第18条 市長は、必要に応じ、申請者又は第8条の交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(変更届)

第19条 次の各号のいずれかに変更があるときは、横浜市民間保育所等賃借料補助事業変更届（第7号様式）により、市長に、変更があった日から1か月以内に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の名称、所在地、代表者及び登記印鑑

- (2) 保育所等の所在地
- (3) 賃借金額、賃借面積

(移転)

第 20 条 補助金の交付を受けた者が、保育所等の所在地を変更した場合、変更があった日以降、補助金の交付を受けることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと特に認める場合は、保育所等の所在地を変更した場合においても、引き続き補助金の交付を受けることができる。この場合、事前に、市長に対し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業・移転に係わる事業協議書（第 8 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、前項に定める書類を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助継続の可否を決定し、横浜市民間保育所等賃借料補助事業・補助継続承認(非承認)通知書（第 9 号様式）により、移転の協議書を提出した者に対して、通知するものとする。

(補助額を変更する場合の取扱い)

第 21 条 第 19 条の届け出により、第 4 条第 1 号エ又は第 2 号エ及び前条の規定に基づく補助額の変更を行う場合には、その事由の発生する日から補助額を変更するものとし、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定額変更通知書（第 10 号様式）により、速やかに通知するものとする。なお、月の途中で補助額の変更を行う事由が発生した場合の当該月の補助額は、次に掲げる各号により得た額とする。

- (1) 変更前の補助額をその月の日数で除した額に、月の初日から補助額を変更する事由の発生する日の前日までの日数を乗じて、1 円未満を切り捨てた額と変更後の補助額をその月の日数で除した額に、補助額を変更する事由の発生した日から月の末日までの日数を乗じて、1 円未満を切り捨てた額を合わせた額
- (2) 保育所等の所在地の変更があった場合には、当該月の補助額は 1 月の補助額をその月の日数で除した額に、その月の変更日前の日数を乗じて得た額に対して、1 円未満を切り捨てた額

(事業者の変更)

第 22 条 既に補助を受けている者が運営する保育所等において、事業者が変更になった場合には、第 6 条に規定する補助の必要条件を満たす場合に限り、引き続き同一施設の賃借料に対して、補助金交付を受けることができる。

- 2 前項により補助を受ける場合には、補助金の額は前者と同額とし、期間は前者の残期間とする。ただし、第 4 条第 1 号エ又は第 2 号エに該当する事由が生じた場合にはこれを適用する。
- 3 第 1 項により補助金交付を受けようとする者は、市長に対して、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。申請に必要な添付書類は、第 7 条に準じる。

(関係書類の整備)

第 23 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を 10 年間保存するものとする。

(その他)

第 24 条 補助金の交付を受けたものは、第 5 条に定める補助金交付期間が終了した以降の保育所

等の運営について、資金計画等の策定等、保育所等の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 13 日から施行し、平成 17 年 5 月 13 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 29 日から施行し、平成 17 年 7 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行し、平成 18 年 1 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 21 日から施行し、平成 18 年 2 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条第 1 項は、平成 22 年 4 月 2 日以降に開所する保育所事業を行うものから適用し、第 5 条は、以下のとおりの経過措置を設け適用する。

〔経過措置〕

開所年月日	補助金交付期間
平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日	7 年
平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日	6 年
平成 24 年 4 月 2 日～	5 年

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、横浜市民間保育所整備事業等に係る補助金交付等審査会における審査によって選定されたものは、改正後の要綱第 2 条の規定する横浜市民間児童福祉施設整備事業等補助金交付等審査会における審査によって選定されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市民間保育所賃借料補助事業補助金交付要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年度の申請より適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際現に改正前の横浜市民間保育所賃借料補助事業補助金要綱の規定により作成されている様式書類は、当分の間使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、改正後の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

(保育所において建物を賃借する場合)

補助基準面積 (平成 22 年 4 月 1 日 以前開所)	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4 m <sup>2</sup> × 定員
補助基準面積 (平成 22 年 4 月 2 日 以降開所)	31～39人	28.2 m <sup>2</sup>
	40～45人	7.2 m <sup>2</sup> × 定員
	46～52人	32.4 m <sup>2</sup>
	53人～	6.2 m <sup>2</sup> × 定員(ただし、372 m <sup>2</sup> を上限とする)
	ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。	
補助基準額	定員	補助基準面積
	20～30人	9.4 m <sup>2</sup> × 定員
	31～39人	28.2 m <sup>2</sup>
	40～45人	7.2 m <sup>2</sup> × 定員
	46～52人	32.4 m <sup>2</sup>
	53人～60人	6.2 m <sup>2</sup> × 定員
	61人～71人	37.2 m <sup>2</sup>
	72人～89人	5.2 m <sup>2</sup> × 定員
90人～	46.8 m <sup>2</sup>	
ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。		
補助基準面積×月額3,000円		
ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。		

別表 2

(保育所において土地を賃借する場合)

補助基準面積	実面積
	ただし、保育所設置等の場合は530 m <sup>2</sup> 、園庭整備の場合は2歳以上定員×3.3 m <sup>2</sup> 、プール遊び等のできる場所の場合は30 m <sup>2</sup> を上限とする。
補助基準額	補助基準面積 × 月額500円
	ただし、補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

別表 3

(保育所における補助率)

重点整備地域	令和5年4月開所分まで	2/3
	令和6年4月開所分より	2/2



上記以外の地域	1 / 2
---------	-------

別表 4

保育所等運営に係る委託費等における賃借料加算額	$\text{公定価格における賃借料加算単価} \times \text{入所児童数} \times 12 \text{ か月}$
入所児童数	<p>【既存園】 当該保育所等の直近の4月～3月の平均入所児童数</p> <p>【新規開所 認可保育所】 前年度新規開所認可保育所（うち賃借料補助事業の対象施設）の前年4月1日時点の平均入所児童率を用いて算定した児童数</p> <p>【新規開所 小規模保育事業】 前年度新規開所小規模保育事業の前年4月1日時点の平均入所児童率を用いて算定した児童数</p>

別表 5

重点整備地域	<p>要件</p> <p>(1) エリア内の保育ニーズが増加傾向にあり、今後もマンション計画が複数見込める</p> <p>(2) 保留児童見込み（エリア内の新規申込者数－新たな受入枠）が非常に多い</p>
--------	--

別表 6

開所年度	施設名	所在地
平成 28 年度	木下の保育園 江ヶ崎 スターチャイルド《矢向ナーサリー》 明日葉保育園鶴見園 テンダーラビング保育園綱島東 パレット保育園・綱島分園 わかさ保育園 市場ポケット保育園	鶴見区江ヶ崎町 16-27 鶴見区矢向 6-12-1 鶴見区市場下町 5-20 港北区綱島東 4-10-34 港北区綱島西 2-9-8 港北区綱島西 6-3-13 鶴見区市場大和町 3-18
平成 29 年度	太陽の子鶴見市場駅前保育園 ブライト保育園横浜綱島 スターチャイルド《新吉田ナーサリー》 ベネッセ綱島台保育園 木下の保育園 綱島東 コビープリスクールつなしま ブライト保育園横浜日吉	鶴見区市場大和町 1681-1 港北区新吉田東 1-1219 港北区新吉田東 7-2914 港北区綱島台 1254 港北区綱島東 4-944-1 港北区綱島上町 90 港北区日吉 5-21-1 港北区下田町 1-3-41

	下田みんなの保育園 ポピンズナーサリースクール綱島 キッズパオ日吉あおぞら園	港北区綱島東 3-1445 港北区日吉 5-1309
平成 30 年度	ブライト保育園横浜松見町 きゃんばす子安台保育園 アスクみのわ保育園 GENKIDS 新子安保育園	神奈川区松見町 3-2-4 神奈川区子安台 2-1-8 港北区箕輪町 2-2-29 神奈川区子安通 3-371
平成 31 年度	キッズパートナー綱島東 明日葉保育園綱島園	港北区綱島東 4-981 港北区綱島東 3-1452-1
令和 2 年度	にじいろ保育園日吉	港北区箕輪町二丁目 707 番 28 他（地番）
令和 3 年度	ココファン・ナーサリー綱島 木下の保育園日吉	港北区綱島東三丁目 1425 番 1（地番） 港北区箕輪町 3 丁目 15-29（地番）
令和 4 年度	日吉ちとせ保育園 ララランド戸塚第 3 スターチャイルド《戸塚ナーサリー》 ヴィラ日吉こども園 明日葉保育園戸塚西口園	港北区日吉二丁目 10 番 23 号 戸塚区矢部町 17 番地 1（地番） 戸塚区矢部町 641 番地 34（地番） 港北区箕輪町 1 丁目 2 番 1-1 号 戸塚区戸塚町 167 番地 29（地番）
令和 5 年度	日吉箕輪えほんの森保育園	港北区箕輪町二丁目 13 番 15 号
令和 6 年度	にじいろ保育園箕輪町 スターチャイルド《片倉町ナーサリー》 スターチャイルド《日吉本町ナーサリー》 サイド・サン保育園	港北区箕輪町二丁目 5 番 8 号 神奈川区片倉町五丁目 38 番 1 号 港北区日吉本町四丁目 1 番 54 号 港南区最戸二丁目 10 番 6 号

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付申請書

（申請先）  
横 浜 市 長

（申請者）  
所在地  
法人名称  
代表者職氏名

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱を遵守します。

1 交付申請額  
¥ \_\_\_\_\_ . —

2 事業所名称  
\_\_\_\_\_

3 事業書情報

認可定員		人	（うち、2歳以上定員 人）【園庭対象施設のみ】
延床面積			m <sup>2</sup>
土地面積			m <sup>2</sup>
園庭面積			m <sup>2</sup>
賃借料 （月額）	建物	¥	. -
	土地	¥	. -
	園庭	¥	. -

4 添付資料  
賃貸借契約書（写）

（備考） 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

# 役員名簿

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を横浜市長が神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法人名

代表者氏名

(注)

申請書に添付する役員名簿は、別の様式でも構いませんが、上記の項目は必ず記載するとともに、神奈川県警察本部長への照会等に同意する旨を記載し、代表者名で提出してください。

様

横 浜 市 長

## 年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金につきましては、社会福祉法第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例及び横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱に基づき、次の条件を付して交付します。

### 1 事業所名称

\_\_\_\_\_

### 2 交付金額

¥ \_\_\_\_\_ . ー

### 3 交付条件

- (1) この補助金は、保育所等を設置するために要する賃借料のために使用し、他の経費には流用しないでください。
- (2) 毎年度末に、実績報告書及び支払ったことを証明する書類を提出してください。
- (3) 剰余金が生じた場合は、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) 指示があった時は速やかに参考となるべき報告、又は資料を提出してください。
- (6) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

(注) 社会福祉法人以外への補助金交付決定通知書の場合は、指令番号を文書番号とし、本文中「社会福祉法第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例及び」を削除すること。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付請求書

(請求先)

横浜市 長

(請求者)

所在地

法人名

代表者職氏名

年月日付 第 号により交付決定を受けた助成金として、次の金額を請求します。(事業所名称 )

¥ .-

(振込先)

フリガナ			
口座名義人			
振込先 金融機関 (コード番号)			銀行 組合 支店
	金融機関 コード番号		支店 コード番号
預金種目	口座番号		

本件振込については上記名義人宛振込願います。

事業所名称 \_\_\_\_\_

法人名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

(留意事項) 受領委任を行う場合は、請求書の押印は省略できません。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付実績報告書

横浜市長

所在地  
法人名称  
代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた助成金について、下記のとおり報告します。  
(事業所名 )

項目	( 月～ 月分として)
受領額	¥ <hr/>
支払額	月分 ¥ 月分 ¥ <hr/> 月分 ¥ 合計 ¥
支払い先	

(添付書類) 支払ったことを証明する書類

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告書の提出がありました 年度横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金について、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 事業所名

2 確定金額

\_\_\_\_\_ 円

（備考）必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。



## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（申請先）

横 浜 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた 年度横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告する。

### 記

1 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第 12 条に基づく額の確定額

¥ .-

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

（補助金返還相当額）

¥ .-

3 添付書類

(1) （別紙）積算内訳報告書

(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

(3) 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(別紙)

積算内訳報告書

1 施設名

2 代表者職氏名

3 施設の所在地

4 補助金名称

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金

5 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第 12 条に基づく額の確定額

¥ .-

6 概要

横浜市民間保育所等賃借料補助事業変更届

横 浜 市 長

所在地  
 法人名  
 代表者職氏名

年 月 日付 第 号で交付決定した横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金について、  
 次のとおり変更しましたので、届け出ます。（事業所名 ）

変 更 事 項	変 更 後	変 更 前	変更年月日

\* 印鑑の変更の場合は変更前・変更後それぞれの枠内に押印してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
1 商号又は名称	登記簿抄本、印鑑証明書（コピー不可）
2 本店所在地	登記簿抄本
3 代表者職氏名	登記簿抄本、印鑑証明書（コピー不可）
4 登記印鑑	印鑑証明書（コピー不可）
5 賃貸借契約の変更	賃貸借契約書の写し

（備考） 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

（協議先）  
横 浜 市 長

（協議者）  
所 在 地  
名 称  
代表者職氏名

## 横浜市民間保育所等賃借料補助事業・移転に係わる事業協議書

横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付要綱第20条第2項に基づき、引き続き補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

### 1 事業所の名称

---

### 2 添付資料

- （1） 事業計画書（別紙1）
- （2） 案内図、配置図及び平面図
- （3） 各室面積表（別紙2）
- （4） 土地・建物登記簿謄本（写）及び賃貸借契約書（写）
- （5） 建築確認手続完了を証する書類（写）〔確認済証等〕
- （6） 理事会（役員会）議事録（写）
- （7） その他市長が必要と認める書類

（備考） 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。

## 事業計画書（移転協議）

名 称	(代表者名： _____ /担当者： _____ )								
所 在 地	TEL： _____				FAX： _____				
事業所の名称	_____								
事業所の移転後所在地	_____								
定 員	0歳	1歳	乳児計	2歳	3歳	4歳	5歳	幼児計	合計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
地域地区等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域			地目					
	用途地域			容積率/建ぺい率					
敷地面積	m <sup>2</sup>		建築面積	m <sup>2</sup>		延床面積		m <sup>2</sup>	
構 造	造			階数		階建		階部分	
賃 借 料	(月額) ¥ _____ . ____								
	(年額) ¥ _____ . ____								

移転の理由

別紙2

事業所の各室面積表

(事業所名 )

区分	部屋数	面積			備考		
		壁芯面積	内法面積	有効面積	最低基準上の必要面積	定員	1人当たりの最低必要面積
0歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
1歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	3.3 m <sup>2</sup> /人
乳児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
2歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
3歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
4歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
5歳児室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	1.98 m <sup>2</sup> /人
遊戯室		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
幼児計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
小計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
一時保育室		m <sup>2</sup>	—	—			
調理室		m <sup>2</sup>	—	—			
調乳室		m <sup>2</sup>	—	—			
事務室		m <sup>2</sup>	—	—			
医務室		m <sup>2</sup>	—	—			
地域子育て支援スペース		m <sup>2</sup>	—	—			
便所		m <sup>2</sup>	—	—	便器の数は下記のとおり		
保育士休憩室		m <sup>2</sup>	—	—			
その他		m <sup>2</sup>	—	—			
小計		m <sup>2</sup>	—	—			
合計		m <sup>2</sup>	—	—			
敷地面積					m <sup>2</sup>		
建築面積					m <sup>2</sup>		
屋外遊戯場					m <sup>2</sup>	幼児計 人	3.3 m <sup>2</sup> /人
屋外遊戯場以外の敷地					m <sup>2</sup>		

(2) 便器の数

	大便器	小便器
乳幼児用	個	個
大人用	個	個

有効面積とは、内法面積から造り付け・固定造作物、ピアノを除いた面積です。

(3) 屋外遊戯場の面積の緩和を受けようとする場合の代替となる公園等

公園等の名称	
およその面積	m <sup>2</sup>
事業所からの距離 (実経路)	m

様

横 浜 市  
長

**横浜市民間保育所等賃借料補助事業・補助継続承認（非承認）通知書**

年 月 日に協議のありました横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金につきましては、補助継続承認（非承認）とします。

1 事業所の名称

---

（非承認の場合）

2 非承認の理由

様

横 浜 市 長

年度 横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金交付決定額変更通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した横浜市民間保育所等賃借料補助事業補助金  
について、次のとおり交付金額を変更します。

1 事業所名称

\_\_\_\_\_

2 交付金額

¥ \_\_\_\_\_ . - (変更前)

¥ \_\_\_\_\_ . - (変更後)

3 交付条件

年 月 日付 第 号で交付決定した条件に従うこと。

(注) 社会福祉法人以外への補助金交付決定通知書の場合は、指令番号を文書番号とすること。

(備考) 必要がある場合は、この様式を適宜修正して使用することができる。